

厚生労働省 福島労働局 相馬労働基準監督署発表 **厚牛労働省** 令和6年 10 月 29 日

【照会先】

相馬労働基準監督署 監督・安衛課長 猪股 茉以 (電話) 0244-36-4175

最低賃金法違反被疑事件を書類送検 ~労働者1名に対する約1年分の賃金不払いの疑い~

相馬労働基準監督署(署長 小野 寧康) は、本日、下記の最低賃金法違反被 疑事件を福島地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) 日栄建機株式会社

社:新潟県新潟市西区小針六丁目6番6号

相馬営業所:福島県相馬市黒木字薬師堂 40 番地 1

事業内容: 土木工事業

(2) 同社 元取締役会長A(80歳·男性)

2 事案の概要

日栄建機株式会社の元取締役会長Aは、福島県最低賃金(※)の適用を受け る同社相馬営業所の労働者1名に対し、令和5年5月1日から令和6年5月 2日までの期間(ただし令和6年2月1日から同月29日までの期間を除く。) における賃金総額約 585 万円について、それぞれの所定支払期日にその一部 又は全額を支払わず、その結果、最低賃金法で定める福島県最低賃金以上の金 額で賃金を支払わなかった疑い。

(※) なお、当時の福島県最低賃金額は、次のとおり定められていた。 時間額858円(令和4年10月6日から令和5年9月30日まで) 時間額900円(令和5年10月1日から令和6年10月4日まで)

3 罪名・罰条

最低賃金法違反

同法第4条第1項(最低賃金の効力)

同法第40条(罰則)

同法第42条(両罰)

4 関係法令

最低賃金法(抄)

第4条(最低賃金の効力)

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

第40条(罰則)

第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

第42条(両罰)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。